

平成 30 年 7 月財政対策に関する説明会等の結果について

1 説明会等の目的

これまでの行財政改革の取組状況を説明したうえで、平成 31 年度以降の財源不足額に対する対応策、さらに長期的な財源不足への対応の考え方を明示し、理解を得ることを目的に説明会を開催したもの。

また、行財政運営を考える町民会議に対しても、平成 29 年 11 月の提言書提出以降の町の検討結果として、同様に説明を行ったもの。

■財源不足に対する町の考え方■

【中期】固定資産税超過課税の現行税率 1.58%での 5 年間の継続

【長期】固定資産税超過課税の継続だけではなく、宿泊税の導入に向けた検討を実施

2 説明会等の開催

会議等名	日 程	回 数
財政対策に関する説明会	7 月 2 日(月)～20 日(金)	9 回 (9 会場)
行財政運営を考える町民会議	7 月 6 日(金)	1 回
(参考) H27. 10 説明会	10 月 8 日(木)～26 日(月)	12 回 (12 会場)

3 説明会等の結果

参加者は、町民会議を含めて 10 回開催し、83 人出席し、発言数は 115 件であった。

平成 27 年 10 月の前回説明会と比較すると、回数は 2 回減であるが、参加者及び発言数は約 5 割減となった。

内訳は、財政対策説明会は 68 人が参加し、発言数は計 108 件であった。

また、町民会議は 15 人参加し、発言数は 7 件であった。

項 目	参加者数(うち議員数)	発言数 (質問・提案)
①財政対策説明会	68 人 (16 人)	108 件 (79 件・29 件)
②行財政運営を考える町民会議	15 人 (1 人)	7 件 (2 件・5 件)
計 [③=①+②]	83 人 (17 人)	115 件 (81 件・34 件)
④ (参考) H27. 10 説明会	161 人 (33 人)	223 件 (129 件・94 件)
差 [⑤=④-③]	▲78 人 (▲16 人)	▲108 件 (▲48 件・▲60 件)

4 説明会の総括

(1) 参加者数について

今回の説明会では、開催数は 2 回減であったが、参加数は約 5 割減となった。

開催の周知は、回覧と広報に加え箱根温泉旅館ホテル協同組合、箱根町観光協会、小田原箱根商工会議所箱根支部に会員への周知依頼を実施し、さらに神静民報による開催周知もあり、前回以上に周知を行ったにも関わらずが、参加者数が減少した要因は 3 点あると考えられる。

■参加者の減少要因■

- ①事前に神奈川新聞、神静民報、読売新聞で具体的な負担内容（固定資産税超過課税の 1.58% の 5 年間継続と宿泊税の検討）が報道されていたこと。
- ②町民（特に戸建住宅所有者）は、この 3 年間の土地評価額の下落 +30 年度評価替えによる家屋評価の減により、30 年度の固定資産税額が 27 年度の超過課税実施以前の税額程度に下がっており、大きな負担に感じていないと思われること。また、固定資産を保有していない町民は、超過課税の継続であれば負担がなく関心が低いと考えられること。
- ③連日の酷暑による影響・大涌谷火山活動の沈静化などの外的要因
⇒以上により、町の考え方（=超過課税の継続）に対して、あえて意見を言いたい町民・事業者が少なかったと考えられる。

(2) 発言内容について

- ・中期の現行税率での固定資産税超過課税の延長については、反対意見自体がごく少数で、その場合も観光地所在市町の課税状況を説明し、本町の税負担が高くないことを説明すると、それ以降は意見がなかった。
- ・また、前回はいなかった固定資産税超過課税は賛成する代わりに施策を充実して欲しいという積極的意見もあり、これらを考えると超過課税に対する理解が進んでいくと考えられる。
- ・長期に向けた宿泊税の導入検討については、観光関係者から、まず、2000 万人の観光客から広く薄く負担をお願いする方法を考えるべきとの意見があったが、あくまでも導入に向けた検討を行うことを決定したのみで、制度設計などの検討の際には観光関連団体の意見を聞きながら進めていくという回答をした。
- ・歳入確保や歳出削減などの行財政改革に関しては、前回ほど意見がなく、特に人件費や職員削減に関する発言がゼロであったことを考えると、町の実情や行財政改革の取組みが一定程度理解されていると考えられる。
- ・ただし、人口減少対策に関する質問は、身近な話題であることからか、前回とほぼ同数の発言があり、公共施設に関する発言も複数箇所で発言があった。

財政対策に関する説明会について

本日はご参加いただきありがとうございます。

今回の説明会は、行財政改革のこれまでと今後の取組み、また、財政の現状と中長期的な財政見通し、さらに、これらをもとに検討した『平成31年度以降の財源不足を解消するための対応策』に関する、町の考え方を説明いたします。

本日は次のとおり町から説明をし、その後にご意見等をいただく時間を用意しております。

1 出席職員紹介

2 町からの説明（30分程度）
財源不足に対する町の考え方

3 質疑応答

財源不足に対する町の考え方

町では、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税の税率を引き上げ、貴重な財源として活用させていただいておりますが、これまでの行財政改革に関する取組内容、財政の現状と逼迫要因、これらを踏まえた行財政改革の今後の取組みと財源不足額への対応策をまとめました。

目 次	ページ
1 これまでの行財政改革に関する取組みについて	2, 3
2 財政の現状（財政の逼迫要因）	4, 5
3 今後の行財政改革の取組みについて	6, 7
4 中長期財政見通しと財源不足額について	8, 9
5 財源不足に対する町の考え方	10~14

● 財源不足に対する町の考え方のポイント

- ・新たに中長期財政見通しと行財政改革アクションプランを策定した結果、さらに行財政改革を進めても、中期（平成 31 [2019] ~35 [2023] 年度）の財源不足は、年平均約 5 億円が見込まれ、今後も財源不足への対応が必要であると考えています。
- ・この状況を踏まえて、都市計画税や町民税など各税目について改めて検討した結果、財源不足に対する対応策としては、『固定資産税の超過課税の実施（継続）』が最も望ましいと考えています。
- ・長期（平成 36 [2024] 年度以降）には、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税の超過課税の継続だけではなく、新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要であると考えています。

1 これまでの行財政改革に関する取組みについて

(1) 行財政改革の主な取組結果

固定資産税の超過課税の実施にあたっては、聖域としてきた消防職員の削減などこれまでの行政改革の取組み以上の内容とした行財政改革アクションプランを策定し、さらなる歳入確保・歳出削減に取り組むとともに、「行財政運営を考える町民会議」や「町の経済と財政を考える集い」を開催するなど新たな取組みも行ってきました。

【図表1】行財政改革の取組結果

No.	年月	項目	備考
1	H27. 9	行財政改革アクションプランの策定	
2	H27. 12	議員 期末手当削減、 特別職 期末手当削減、 一般職 28年1月の定期昇給見送り、 28年度は管理職手当10%削減を実施	※議員、特別職の期末手当削減は、継続して実施 ※一般職定期昇給見送りの効果は翌年度以降も継続
3	H28. 3	固定資産税の税率引下げ(1.68→1.58%)の対応決定 ・町営入浴施設の入浴料改定の方針決定（町内者分） ・ごみ収集体制の見直しの方針決定 ・入湯税納期内納付事務取扱交付金廃止の決定など	28年7月から実施 29年4月, 30年4月の2段階で改定 27年度で廃止(1年前倒し)
4	H28. 4	「箱根町のわかりやすい予算」の作成	29, 30年度も継続して作成
5	H28. 7	「行財政運営を考える町民会議」の設置	
6	H28. 12	「受益者負担の適正化に関する基本方針」の策定	29年10月一部使用料改定
7	H29. 3	「公共施設等総合管理計画」及び 「公共施設再編・整備計画（第1期）」の策定	
8	H29. 4	「ごみ処理手数料の見直し」	事業系一般廃棄物及び持込みごみ有料化
9	H29. 7	「行財政改革有識者会議」の設置	
10	H29. 9	「第6次総合計画前期基本計画実施計画」及び 「中長期財政見通し」の策定	
11	H29. 11	「行財政運営を考える町民会議」から提言書受領	28年7月～29年11月で9回開催
12	H30. 1	「町の経済と財政を考える集い」の開催	
13	H30. 3	「行財政改革アクションプラン」の中間見直し	
14	H30. 5	「行財政改革有識者会議」から提言書受領	29年7月～30年5月で8回開催

(2) 行財政改革アクションプランの推進

27・28年度の取組みにより、8億円の財政健全化効果がありました。

【図表2】行財政改革アクションプランの取組実績

(単位：百万円)

区分	平成27年度		平成28年度		合計	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
効果額 計	2	332	103	468	105	800

出典：行財政改革アクションプラン（平成29～34年度）

【※】取組結果の内容は、資料編1ページ「行財政改革アクションプラン（平成27,28年度の取組結果）」のとおり。

(3) 行財政運営を考える町民会議からの提言書の受領

町財政の現状や歳入確保・歳出削減などの取組みを説明したうえで、将来に向けてどうあるべきか。安定的な行財政運営をするにはどうすべきかについて、町民や事業者から幅広く意見を伺うことを目的とし、約1年半で9回会議を開催し熱心に意見交換をしていただいた結果、平成29年11月に提言書を提出していました。



委員は、コミュニティ、福祉、観光、建設、教育関係の団体推薦及び公募による15名で構成

【※】町民会議の提言書は、資料編3,4ページ「箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（概要版）」のとおり。

(4) 町の経済と財政を考える集いの開催

横浜国立大学の先生による町の経済に関する講演、行財政運営を考える町民会議委員による提言内容の発表、町の行財政改革の取組みや中長期財政見通しを説明したうえで、参加されたみなさんで意見交換を行いました。



平成30年1月開催 36名参加

(5) 行財政改革有識者会議からの提言書の受領

これまで町の行財政改革に係わっており、過去の経緯や現在の状況を熟知している大学教授等からなる6名の有識者により、約1年間で8回にわたり各専門分野を活かして深い議論をお願いした結果、平成30年5月に長期も見据えた財源確保策の提言をいただきました。



委員は、行政学、地方財政、租税法、地域経済が専門の大学教授等による6名で構成(1名欠席)

【※】有識者会議の提言書は、資料編5,6ページ「平成31年度以降の財源確保策について（提言）」のとおり。

2 財政の現状（財政の逼迫要因）

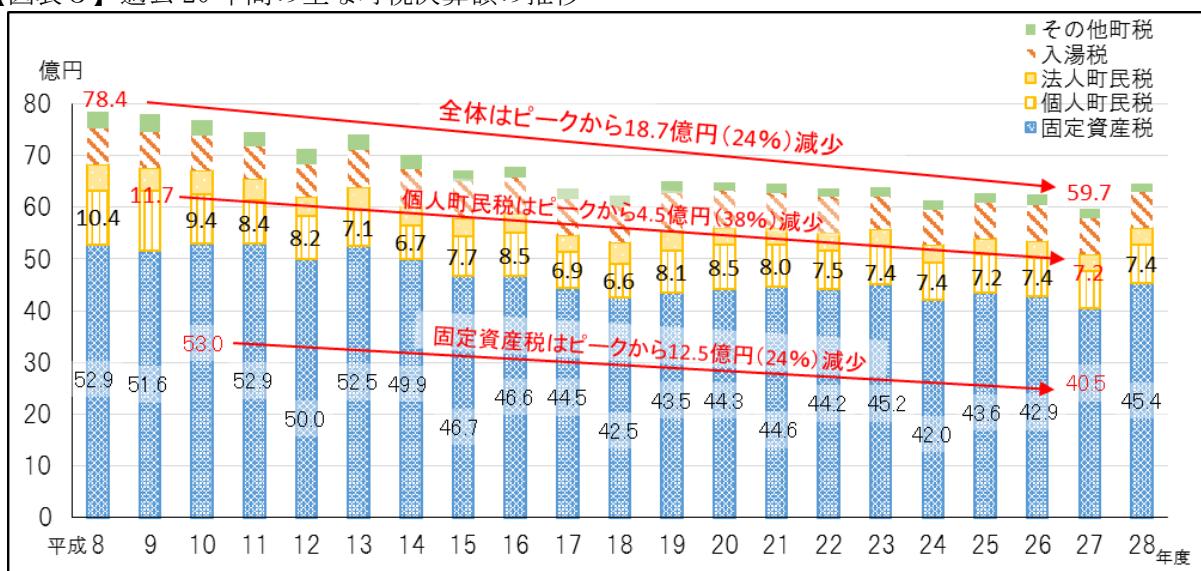
本町の財政は、一般的に思われているイメージ（＝裕福）とは異なり、大変、厳しい状況にあります。この要因は、平成 27 年 7 月の財政状況説明会や箱根町のわかり易い予算などで説明していますが、その後の推移を加えても、傾向自体は大きく変化していません。

（1）町税収入の著しい減少

町税収入は、ピーク時と比較して約 19 億円、減少しています。

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の 7 割を占める町税収入は平成 8 年度の 78.4 億円をピークに、平成 27 年度には 59.7 億円と 18.7 億円もの減収となっています。減収額のうち固定資産税が 12.5 億円、個人町民税が 4.5 億円と 9 割以上を占めています。

【図表 3】過去 20 年間の主な町税決算額の推移

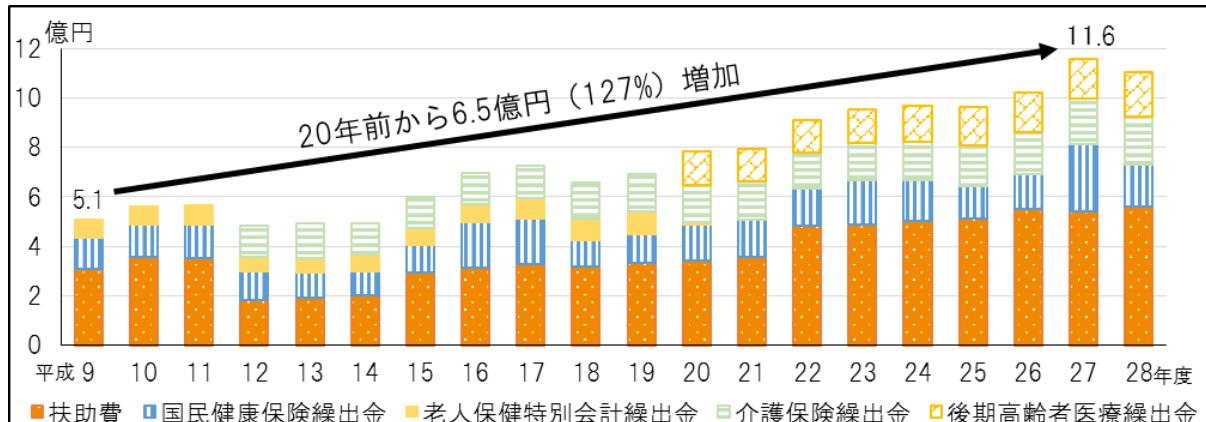


（2）社会保障関係費の増大

社会保障関係費は、20 年間で約 2.2 倍に増加しています。

全国的に障がい者福祉費や子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。特に医療の高度化や高齢者の増加に伴い、医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分となる繰出金は増加しています。

【図表 4】過去 20 年間の社会保障関係費の推移



(3) サービス水準の向上・維持のための経費の増大

行政として取り組まなければならないこと、
町民の皆さまが求めるサービスを着実に実施してきました。

本町はこれまで、子育て支援や教育など町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しています。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも、介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や、地方分権改革の進展、さらに、人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など町が行うべき事務量が増大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

【※】詳細は、資料編 7 ページ「観光関係の支出比較と本町の特徴的な行政サービス、主な施設整備と事務事業」のとおり。

(4) 財政調整基金の残高不足

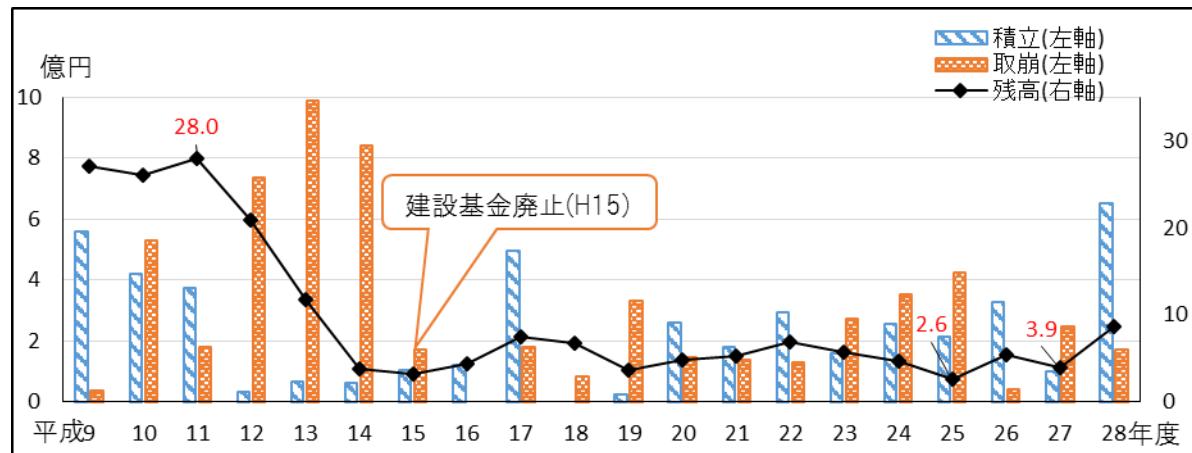
町税収入などの減少に伴い基金を取り崩してきたため、
残高が依然として不足しています。

平成 11 年度の 28 億円から平成 27 年度には 3.9 億円と約 7 分の 1 に減少しました。これは、町税の落ち込みや除排雪経費をはじめとする緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきたためですが、特に平成 23 年度以降は、財源不足を補うために積立額以上の取崩しを行ったため基金残高が年々減少し、ほぼ底をついた状態となりました。

平成 28 年度は、当初プランでの積立目標である当初予算での 5,000 万円の積立ての実施に加え、ふるさと納税寄付分などを積立てたことにより、8.7 億円まで残高が回復しています。

しかしながら、本町では、平成 27 年度の大涌谷火山活発化を踏まえた災害への備えや、今後の公共施設の老朽化を踏まえた大規模事業の実施に対する財政負担軽減・将来世代への過度な負担の抑制を図るために、引き続き残高確保を図っていく必要があります。

【図表 5】過去 20 年間の建設基金・財政調整基金の積立・取崩と残高の推移



3 行財政改革の今後の取組みについて

(1) 行財政改革アクションプランの中間見直しについて

平成 27 年 9 月に策定したプラン（当初プラン）では、これまでの未達成項目や引き続き改革すべき項目を集中して取り組むとともに、従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標とし積極的に取り組んできました。

その後、平成 28 年度には、「箱根町行財政運営を考える町民会議」を設置し、町民・事業者自らが町の将来を考え提言書を取りまとめるとともに、平成 29 年度からは、「箱根町第 6 次総合計画」が新たにスタートするなど、本町を取り巻く状況は、大きく変化しているなか、当初プランは、策定時から第 6 次総合計画のスタートにあわせプランの見直しを計画に位置付けていたことから、当初プランを継承しつつ、プランの刷新を行い、より一層の行財政改革の推進を図ることしました。

(2) 基本理念と基本方針

基本理念 → 持続可能な行財政運営の実現に向けた改革

基本方針 1	将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換（量の改革）
重点項目	①健全な財政運営、②負担の適正化 ③自主財源の確保、④町有財産の適正管理
基本方針 2	時代の変化に即応する行政サービスの提供（質の改革）
重点項目	⑤行政サービスの質の向上、⑥事務事業の見直し ⑦民間活力の活用、⑧公共施設のマネジメント
基本方針 3	社会経済構造の変化に適応するまちづくり（活力ある社会の形成）
重点項目	⑨人口減少高齢化への対応、⑩災害への備え ⑪医療体制の整備、⑫子育て環境の充実
基本方針 4	行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践（意識の改革）
重点項目	⑬協働のまちづくり、⑭積極的な情報発信と情報共有 ⑮行政組織の効率化、⑯自立型の人材育成

財政構造の早期転換を実現した上で、よりメリハリのある歳出削減・歳入増加（量の改革）の取組みを継続して実施することで拡大する歳入歳出差引額への対応を図るとともに、必要性の高い行政サービスを着実に実施することでその質を改善（質の改革）し、第 6 次総合計画で掲げた主たる課題を解決する（活力ある地域社会の形成）ことにより、持続可能な行財政運営の実現を目指します。そのために、職員の意識改革と、あらゆる主体との協働のまちづくりを実現します。（意識の改革）

計画期間 → 平成 29～34 年度の 6 年間 (平成 27,28 年度で現行プランを終了。継承しつつ刷新)

(3) 重点項目と推進項目

新プランでは、16の重点項目のもと 76 の推進項目に取り組むものとしており、重点項目と主な推進項目の一覧は、次のとおりです。

	重 点 項 目	推 進 項 目 例
基本方針1	① 健全な財政運営	○財政調整基金の残高確保、○介護給付費適正化 ○温泉特別会計事業経営戦略の策定と運営の見直し
	② 負担の適正化	○固定資産税不均一課税(国際観光ホテル整備法)の見直し ○使用料・手数料の見直し
	③ 自主財源の確保	○財源確保策の検討、○償却資産の申告内容調査 ○町税の徴収率の向上
	④ 町有財産の適正管理	○すすき草原駐車場協力金等による有料化の検討 ○未利用土地の有効活用
基本方針2	⑤ 行政サービスの質の向上	○コンビニ交付サービス導入の検討 ○119番通報受信時多言語通訳サービス導入
	⑥ 事務事業の見直し	○ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進 ○観光案内所のあり方の見直し、○払込通知書の廃止
	⑦ 民間活力の活用	○窓口業務の民間委託導入の検討 ○水道事業の包括委託導入の検討
	⑧ 公共施設のマネジメント	○公共施設の計画的な再配置
基本方針3	⑨ 人口減少高齢化への対応	○定住化の促進 ○高校生への電車・バス共通定期券の導入検討・実施
	⑩ 災害への備え	○民間活力を利用した防災情報発信の検討 ○災害時の応急給水方法の見直し
	⑪ 医療体制の整備	○町内の医療環境整備
	⑫ 子育て環境の充実	○子ども子育て支援事業計画の推進 ○子育て世代包括支援センターの開設・運営
基本方針4	⑬ 協働のまちづくり	○活力あるまちづくり支援事業の見直し ○老人クラブの活性化、○箱根町HOT21観光プランの推進
	⑭ 積極的な情報発信と情報共有	○町の財政状況等に関する広報の改善 ○パブリック・コメント等意見聴取制度の推進
	⑮ 行政組織の効率化	○行政組織機構の見直し、○テレワークの検討 ○共通事務及び簡易事務の集約化
	⑯ 自律型の人材育成	○職員の人材育成、○組織の生産性向上 ○学校業務改善プランの策定

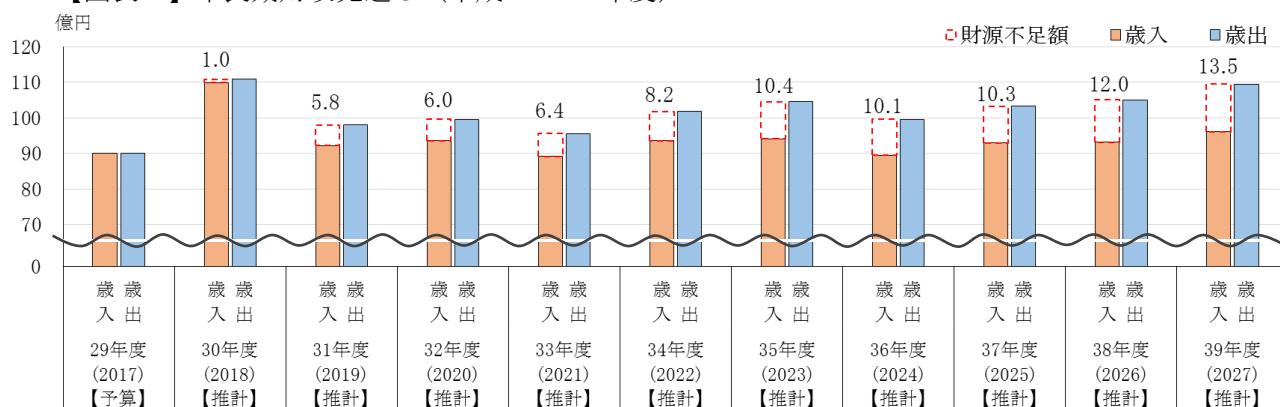
4 中長期財政見通しと今後の財源不足額について

(1) 中長期財政見通し

今後の財政見通しとして、推計期間を平成 30（2018）年度～39（2027）年度とする中長期財政見通しを作成しました。（調査時点：平成 29 年 6 月）

中期（平成 31～35 年度）では約 7.4 億円、長期（平成 36～39 年度）では 11.4 億円もの歳入不足が見込まれ、極めて厳しい見通しとなっています。

【図表 6】中長期財政見通し（平成 30～39 年度）



区分	(単位：百万円)										
	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	見通し
歳入計	10,991	9,220	9,358	8,921	9,361	9,408	8,952	9,299	9,319	9,607	△△▲
歳出計	11,090	9,798	9,960	9,564	10,187	10,445	9,954	10,325	10,515	10,949	△△▲
歳入歳出差引額	-100	-578	-601	-643	-826	-1,037	-1,001	-1,027	-1,196	-1,342	↗

▶ 9 頁の【図表 8】へ

▶ 13 頁の【図表 14】へ

見通しの凡例 ▲△▲ 増減あるが減少の見通し △△▲ 増減あるが増加の見通し ↗ ほぼ一貫して増加する見通し

歳入の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の超過課税が平成30年度で終了し、町税全般に関しては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果や徵収対策の強化により微増するものの、人口減少の傾向は変わらないため、平成33年度以降は横ばいから減少と見込んでいます。 公共施設の更新や新たに必要となる事業の建設地方債が増加傾向であり、歳入総額は毎年度平均約94億円で推移する見込みです。
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展による社会保障関係費等の増加に伴い、特別会計への繰出金や福祉関係の扶助費が増加傾向となります。 投資的経費は、公共施設の更新などへの着実な対応を図る必要があることから、起債が充てられる部分は全て充当したうえで事業費総額が10億円を超える大規模改修等を毎年のように見込んでおり、歳出総額は毎年度平均約102億円で推移する見込みです。
歳出の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の歳入不足となり、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の歳入不足となり、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

【※】中長期財政見通しの概要は、資料編 9,10 ページ「中長期財政見通し(平成 30～39 年度)」のとおり。

(2) 行財政改革アクションプランの実施による収支改善効果額

新たな行財政改革アクションプランの実施により、収支改善に寄与するものを年度別に集計しました。

収支改善効果額は、6年間で約10億円を見込んでいます。

【図表7】年度別の収支改善効果額

(単位：百万円)

区分	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	合計
収支改善効果額	42	58	177	223	244	258	1,002

(注) その他効果額(毎年度の収支改善に直接寄与しないもの)を加えた、財政健全化効果額は、6年間の合計で13億円となります。

【※】今後の取組内容は、資料編2ページ「行財政改革アクションプラン(平成29～34年度の取組内容)」のとおり。

(3) 財源不足額

平成31年度以降、約5億円／年の財源不足が見込まれるため、今後も財源確保の必要があります。

【図表8】年度別の財源不足額（中期）

(単位：百万円)

項目	H31 (2018)	H32 (2019)	H33 (2020)	H34 (2021)	H35 (2022)	平均
中長期財政見通しの歳入歳出差引額 <small>(8頁参照)</small> ①	△ 578	△ 601	△ 643	△ 826	△ 1,037	△ 737
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	177	223	244	258	258	232
財源不足額 [③=①+②]	△ 401	△ 378	△ 399	△ 568	△ 779	△ 505

(注) H35の収支改善効果額は、H34の効果額がそのまま継続するものとして集計しています。

中長期財政見通しにおいて、固定資産税超過課税の終了後、平成31年度以降の歳入歳出差引額は、平成35年度までの5年間の平均で約7億3,700万円となっています。行財政改革アクションプランの取組みによる収支改善効果額は、平成31年度から平成35年度までの平均で約2億3,200万円となっています。

この中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、新プランの収支改善効果額を加味した財源不足額を算出したところ、平成31年度から平成35年度までの5年間の平均で約5億500万円の不足が見込まれています。財源不足額の規模が大きいため、今後も何らかの財源確保策を実施しないと、現行の行政サービス水準を維持できない状況にあります。

5 財源不足に対する町の考え方

今後見込まれる財源不足額は年平均約5億円と規模が大きいため、各税目について改めて検討しました。

(1) 各税目の検討結果

平成27年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表10・相対的評価）をもとに、改めて『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点で具体的に実施が可能か詳細に検討しました。

検討対象

個人・法人町民税、固定資産税、入湯税、都市計画税、別荘等所有税、宿泊税
(検討方法)

今回の検討結果における各税目の実施可能性は、図表9のとおりですが、検討結果については、外部有識者が構成員である行財政改革有識者会議において、妥当性等について意見を伺っているものです。

【図表9】実施可能性の検討結果

	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)別荘等 所有税	7)宿泊税
実施可能性	△	△	○	▲※1	×	×	▲※2

【凡例】○…実施可、△…実施可（条件有）、▲…現状では実施困難、×実施困難

※1 入湯税は、35年度過充当の恐れがあり現状で実施困難。

※2 宿泊税は3年程度の検討期間が必要。

【※】各税目の検討結果の概要は、資料編8ページ「各税目の検討結果」のとおり。

【図表10】(参考) 平成27年度の新財源確保手法の評価一覧(相対的評価)※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定外税
①使途自由度	◎	◎	◎	○	△	-※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	-※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥增收規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13点	12点	16点	14点	11点	7点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）

なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により使途の自由度が決まるため、評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

(2) 財源確保策の検討結果（中期）

固定資産税の超過課税の継続(5年間)が最も望ましいと考えています。

今回行った各税目の導入可能性の検討結果をもとに、中期（平成31〔2019〕～35〔2023〕年度）の財源不足額約5億円／年を確保するために考えられる手法として3つの案を検討した結果、「単独税目案（固定資産税超過課税の継続）」が最も望ましいと考えています。

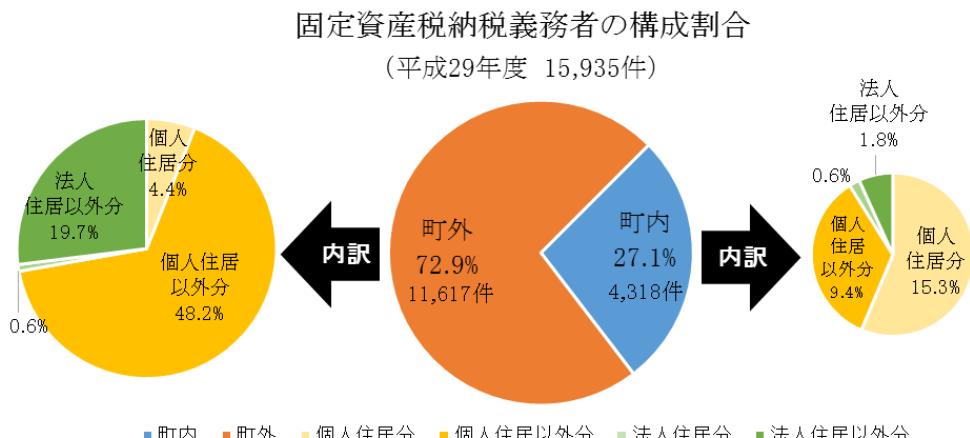
【図表11】財源確保策

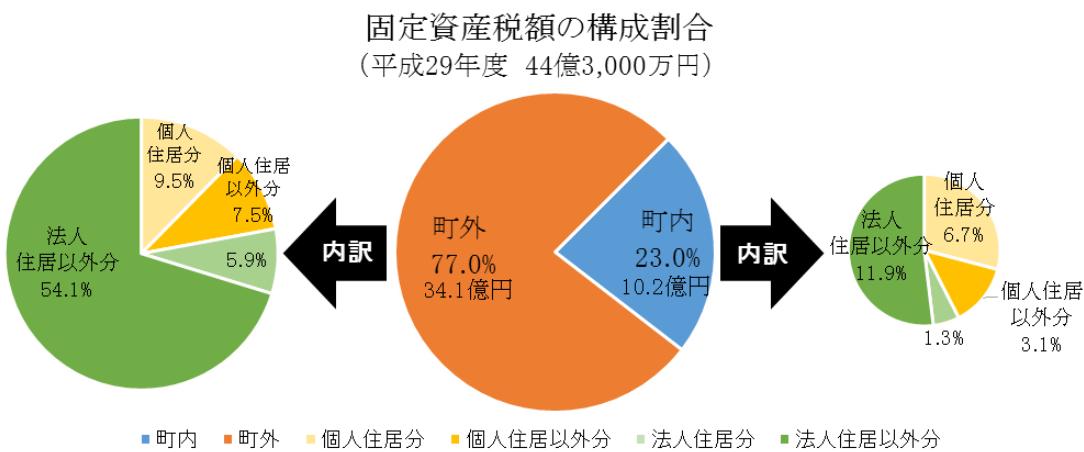
財源確保策	実施手法
単独税目案	固定資産税超過課税の実施（継続）
複数税目案①	固定資産税と町民税（個人と法人）超過課税の実施
複数税目案②	固定資産税と町民税（法人）超過課税の実施

（理由）

- ・財源確保の必要性は、前回と同様に町税の著しい減少ですが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出、その中でも入湯税の充当対象外となる経常的経費となります。
- ・また、山岳地形等を要因とする4出張所の配置や小中高校生への通学支援など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられます。
- ・固定資産税であれば、町内者と町外者の割合が納税義務者では3：7、さらに税額では2：8であり、町内外の幅広い方から負担を求めるることができます。
- ・財源不足額の約5億円は、現行税率を引き続き継続することで対応できるものであり、補てん財源の安定性や規模などを総合的に考えると、引き続き固定資産税の超過課税を採用することが、最も望ましいと考えました。
- ・実施期間については、他団体の状況や行財政改革有識者会議での意見を踏まえ、『5年間』とすることを考えています。

【図表12】固定資産税の構成割合（納税義務者別・税額別）





【図表 13】超過課税の適用期間の調査結果（都道府県・市町村別）

(都道府県の状況)

区分	超過課税の適用期間（団体数）							備考
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし	
森林・水源環境税 (※1)	37 (100%)	0	1 (3%)	28 (75%)	0	1 (3%)	7 (19%)	なしの内訳(※2) 5年目途：6団体 4年目途：1団体
道府県民税 法人税割	46 (100%)	1 (2%)	1 (2%)	44 (96%)	0	0	0	未実施：静岡県
法人事業税	8 (100%)	2 (25%)	0	5 (63%)	0	0	1 (12%)	なしの内訳 1団体：東京都

出典：「森林吸収現対策税制に関する検討会報告書(H29.11)」・「平成29年度法人住民税・法人事業税税率一覧表(H29.9)」をもとに作成

※1 森林・水源環境の保全等を目的とした超過課税で次の税目が対象であるもの。

〔道府県民税個人均等割（37団体）・所得割（1団体）・法人均等割（35団体）〕

※2 適用期間の定めはないが、附則で見直し規定を定めているもの。

(市町村の状況)

区分	超過課税の適用期間（団体数）							備考
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし	
神奈川県内	横浜市みどり税 (※3)	1 (100%)	0	0	1 (100%)	0	0	0
	市町村民税 法人税割 (※4)	25 (100%)	0	0	1 (4%)	0	24 (96%)	5年：中井町
全国	固定資産税	153 (100%)	1 (0.6%)	0	1 (0.6%)	1 (0.6%)	0	150 (98%)

出典：各市町村HP（例規集）をもとに作成

※3 横浜市みどり税は、市民税個人・法人均等割の超過課税であるもの。

※4 市町村民税法人税割は、全国の対象団体が997団体あるため、県内の状況のみ調査したもの。

(3) 財源確保策の検討結果（長期）

財源不足の拡大が見込まれるため、引き続き財源確保の必要があります。

（固定資産税の超過課税の継続・宿泊税の導入に向けた検討）

長期（平成 36〔2024〕～39〔2027〕年度）の財源不足額は、中期の 5 年平均 5 億 500 万円から 3 億 7,900 万円も拡大し、8 億 8,400 万円となる見込みのため、中期だけではなく長期的な財源確保策への対応も念頭に置きながら、検討する必要があります。

【図表 14】年度別の財源不足額（長期）

（単位：百万円）

項目	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 <small>（8 頁参照）</small> ①	△ 1,001	△ 1,027	△ 1,196	△ 1,342	△ 1,142
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	258	258	258	258	258
財源不足額 [③=①+②]	△ 743	△ 769	△ 938	△ 1,084	△ 884

この対応として行財政改革アクションプランの着実な実施とともに「持続可能な行財政運営手法の確立」に向けた検討などを行いますが、財源不足は継続して生じることが想定されます。

また、今回、様々な税目の実施可能性について検討しましたが、固定資産税と宿泊税以外は、一定規模の財源確保が見込めません。

他の観光地所在市町の課税状況を見ると、図表 15 のとおり、他市町では都市計画税や法定外税など標準税率に加えて何らかの課税をしており、比較すると本町の税負担は高いとはいえないことから、固定資産税超過課税という財源確保策は、**この 5 年間のみならず、当面の間、継続しつつ、長期の財源不足への対応として宿泊税の導入に向けた検討を進めていく必要があると考えています。**

【図表 15】観光地所在市町の課税状況

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (H28,3ヵ年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.41
鎌倉市	標準	制限	標準	0.30/100	-	-	1.06
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.72
函館市	制限	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.46
草津町	制限	制限	標準	0.20/100	※1	-	0.76
日光市	制限	制限	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.62
金沢市	標準	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.83
軽井沢町	標準	標準	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.52
高山市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.92
伊東市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.76
京都市	標準	11.9%	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.81
出雲市※2	制限	制限	(0.10/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.52
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	※3	-	0.57

出典:各市町ホームページ・総務省決算カード

【注】法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。

(均等割の制限税率…標準税率の1.2倍、法人税割…標準税率9.7%・制限税率12.1%)

(草津町)※1 宿泊料金 6000円超…150円、6000円以下…100円、修学旅行の高校生…50円、日帰り・休憩…50円

(出雲市)※2 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。

(別府市)※3 宿泊料金又は飲食料金 4501円超…150円、2001～4500円…100円、2000円以下…50円、娯楽施設を有する鉱泉浴場…50円

なお、平成31年3月までに入湯税の超過課税を実施する方針が決定し、現在、実施に向けた手続きを行っている。

町の取組みは、ホームページで詳細をお知らせしておりますのでご参照ください。

【財源確保に向けた取組みについて】

「ホーム」→「行政情報」→「政策」→「財源確保に向けた取組み」

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,0,56,208.html>

<問合せ先>

企画課（行財政改革・財源確保策に関するここと）

<電話>

0460-85-9560

財務課（財政状況に関するここと）

0460-85-9563

■財源不足に対する町の考え方（平成30年7月作成 第1版）■

編集・発行：箱根町企画観光部企画課・総務部財務課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

財源不足に対する町の考え方（資料編）

目 次	ページ
1 行財政改革アクションプランの取組みについて	1,2
平成 27,28 年度の取組結果	(1)
平成 29~34 年度の取組内容	(2)
2 箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（概要版） 〔行財政運営を考える町民会議〕	3,4
3 平成 31 年度以降の財源確保策について（提言） 〔行財政改革有識者会議〕	5,6
4 町の支出の特徴及び各税目の検討結果に関する資料	7,8
観光関係の支出比較、本町の特徴的な行政サービス、 主な施設整備と事務事業	(7)
各税目の検討結果	(8)
5 中長期財政見通し（平成 30~39 年度）	9,10

行財政改革の取組みについて①

行財政改革アクションプランの取組結果（平成27,28年度）

（1）取組みによる効果額

区分	H27		H28		合計	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
収支改善効果額	2,042	332,218	53,249	382,188	55,291	714,406
その他効果額	0	0	50,000	86,000	50,000	86,000
年度計	2,042	332,218	103,249	468,188	105,291	800,406

【平成27年度】

取組予定40項目に対し41項目で取り組み、目標額204万円を大きく超え、3億3,222万円の効果額となりました。

【平成28年度】

取組予定45項目に対し43項目で取り組み、目標額1億325万円を大きく超え、4億6,819万円の効果額となりました。

（2）主な取組みの成果

【基本方針1】将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換

推進項目	町税の徴収率の向上及び課税客体の把握
取組実績	27 徴収率 92.16% (年度目標: 91.24%) 28 徴収率 93.54% (年度目標: 91.24%)
取組内容	口座振替の推奨、納税者との折衝、滞納処分の強化に取り組み、徴収率の向上を図りました。また、経済状況により徴収環境は変化するなか滞納案件も複雑化し高い徴収スキルが求められるとともに、償却資産の課税客体の把握も高い課税技術が求められる中で、関係機関等に働きかけ、平成29年度から徴収事務について県OB職員の採用を決定しました。
推進項目	使用料・手数料の見直し
取組実績	28 町営入浴施設・総合体育館使用料の改定 受益者負担の適正化に関する基本方針の策定 (29年度以降見直し)
取組内容	平成28年度から一部の使用料の見直しに加え、12月に「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定しました。また、基本方針に基づき、平成29年10月から一部の使用料を見直すための条例改正を行いました。
推進項目	ふるさと納税の促進
取組実績	27 3億1,378万円 (年度目標: 2,000万円) 28 3億4,753万円 (年度目標: 3,000万円)
取組内容	平成27年9月に謝礼品を拡充し、平成28年12月に謝礼品交換ポイントの即時発行（クレジットカード決済のみ）を導入し、寄付者の利便性の向上を図りました。また、町ホームページや制度チラシによるPRのほか、新聞・雑誌掲載及びふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス等）への登録などを実施しました。

【基本方針2】時代の変化に即応する行政サービスの再構築

推進項目	ごみ収集体制の見直し
取組実績	27 公共収集の収集量削減に向けた条例案を議会に上程 28 条例案議決、事業系一般廃棄物の収集体制の見直し、環境センターへの持込料金の改定に向けた準備 (29年度から見直し等を実施)
取組内容	他市町村の事例等の調査・研究結果を踏まえ、事業系一般廃棄物の公共収集への排出基準の見直しは早急に対応すべき事項と決定し、見直しに向け箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案を平成28年3月定例会に上程し、施行期日を訂正したうえで、平成28年6月に議決されました。（当初の計画よりも前倒しで実行しました。）その後、この制度改正の準備として、事業系ごみ排出ガイドの作成、説明会・相談会等事業者への周知を行いました。

推進項目	レイクアリーナ箱根の運営見直し
取組実績	27 指定管理者制度の導入に向けた検討・指定管理者の公募 28 9月から指定管理者による新たな運営方法に移行
取組内容	レイクアリーナ箱根（箱根町総合体育館）の運営について、当初の計画よりも前倒しとなる平成28年9月から指定管理者制度による民間活力の導入を図り、歳出削減と職員配置の見直しを行いました。また、制度導入時には利用料金制の採用やネーミングライツを無償とする等により、委託料を抑えることができました。

推進項目	公共施設の計画的な再配置
取組実績	27 宮ノ下地区公共施設再編に関する報告書の策定 28 宮ノ下地区の公共施設基本構想策定、公共施設再編・整備計画（第1期）の策定、温泉幼稚園の廃止・建物譲渡に向けた手続きの実施
取組内容	平成27年度に実施した宮ノ下地区の公共施設の再配置に向けた地域住民との懇話会の結果を踏まえ、地区内の3つの施設の複合化を決定するとともに、園児数が減少していた温泉幼稚園を平成29年度に民間の児童養護施設と小学校に譲渡する手続きを行いました。また、平成29年3月に「公共施設再編・整備計画（第1期）」を策定し、平成28～34年度（第1期）に公共施設の延床面積を6%削減する目標を定めました。

【基本方針3】人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成

推進項目	箱根町HOT21観光プランの推進
取組実績	27 外国人観光客数108万人 ※推計値 (年度目標: 75万人) 28 外国人観光客数115万人 ※推計値 (年度目標: 80万人)
取組内容	平成27, 28年度とともに日本全体の訪日観光客数が過去最高を更新し続けていることもあり、本町を訪れた外国人観光客数も目標を大きく超えることができました。外国人観光客の受入環境整備の取組みとして、外貨自動両替機の設置、箱根Wi-Fiの周知、FAMトリップの実施、セールスプロモーション委託、外国人誘客宣伝委託を行いました。

推進項目	定住化の促進
取組実績	28 空き家バンク制度・空き家リフォーム事業補助制度の創設、移住に向けたお試し居住・空き家実態調査の実施、民間賃貸住宅家賃補助制度・若者世帯住宅取得補助制度の創設
取組内容	移住希望者に対し、空き家バンク制度の創設とともに、お試し居住の実施、住宅取得・空き家リフォーム事業補助制度の創設、空き家実態調査など、移住・定住に向けた総合的な取組みを行いました。また、町ホームページでの掲載や固定資産税納税義務者に対してチラシを送付するなどにより、制度の周知を図りました。

行財政改革の取組みについて②

行財政改革アクションプランの取組内容（平成29～34年度）

行財政改革アクションプラン（平成29～34年度）の76の推進項目の実施により見込まれる財政健全化効果を、「収支改善効果額Ⓐ」と「その他効果額Ⓑ」の2つに分けて年度別に集計しました。

「収支改善効果額Ⓐ」は、歳入増加の取組み（「No.13町税徴収率の向上」など）や歳出削減の取組み（「No.70消防職員の定数削減」など）のように毎年度の収支改善に直接寄与する項目を対象とし、6年間の合計で約10億200万円を見込んでいます。

また、「その他効果額Ⓑ」は、毎年度の収支改善に直接寄与しないものの、財政状況の改善という観点から効果額が見込まれるものを見込み、「No.1財政調整基金の残高確保」で、6年間で3億円を見込んでいます。

この「収支改善効果額Ⓐ」と「その他効果額Ⓑ」の2つの効果を合計した「財政健全化効果額」は、平成29年度から平成34年度までの6年間の合計で約13億200万円を見込んでいます。

なお、「(2) 収支改善効果額一覧」及び「(3) その他効果額一覧」は、本プランの推進項目のうちそれぞれの効果額があるもののみを記載しています。

(1) 財政健全化効果額

区分	(単位:千円)						
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
収支改善効果額Ⓐ	42,094	57,298	177,240	223,387	243,900	258,309	1,002,228
その他効果額Ⓑ	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	300,000
財政健全化効果額	92,094	107,298	227,240	273,387	293,900	308,309	1,302,228

(2) 収支改善効果額一覧

基本方針	収支改善効果額 (6年間の合計・単位:千円)	
	重点項目	推進項目
1 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換		
① 健全な財政運営		
No.5 公共下水道事業会計の経営健全化	120,000	
② 負担の適正化		
No.8 固定資産税不均一課税（国際観光ホテル整備法）の見直し	45,460	
No.9 使用料・手数料の見直し	4,000	
No.10 総合保健福祉センター使用料等の見直し★	7,940	
③ 自主財源の確保		
No.12 償却資産の申告内容調査★	58,367	
No.13 町税の徴収率の向上	153,000	
No.17 ふるさと納税の促進	400,000	
No.19 町ホームページバナー広告による収入確保	1,500	

基本方針	収支改善効果額 (6年間の合計・単位:千円)	
	重点項目	推進項目

2 時代の変化に即応する行政サービスの提供

⑤ 行政サービスの質の向上

No.29 AED（自動体外式除細動器）貸出施設の登録★	-200
------------------------------	------

⑥ 事務事業の見直し

No.34 総合保健福祉センター照明器具のLED化	978
No.36 公共施設への電力供給事業者の見直し★	11,500
No.37 公用車の適正管理	3,184
No.38 長期継続契約制度の効果的な運用	5,000

3 社会経済構造の変化に適応するまちづくり

⑨ 人口減少高齢化への対応

No.46 定住化の促進	14,700
No.47 高校生への電車・バス共通定期券の導入検討・実施★●	-4,000

4 行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践

⑯ 協働のまちづくり

No.54 活力あるまちづくり支援事業の見直し★	-5,000
No.56 官民が連携したまちづくり手法（PPP等導入）の検討及び推進★	-1,500
No.59 箱根関所誘客宣伝活動における地域的展開の促進★	109,888

⑯ 行政組織の効率化

No.68 共通事務及び簡易事務の集約化★	17,280
No.70 消防職員の定数削減	52,621
No.73 ワーク・ライフ・バランスの推進	358
No.74 組織の生産性向上★	7,152

収支改善効果額Ⓐ 合計

1,002,228

※ 推進項目名の最後に「★」表示のある項目は新プランから取り組む新規項目を、「●」表示のある項目は町民会議の提言書を踏まえて検討した結果取り組むこととした項目を示しています。

※ マイナスの額は、収支改善に反対に作用する歳入減もしくは歳出増となる額を示しています。

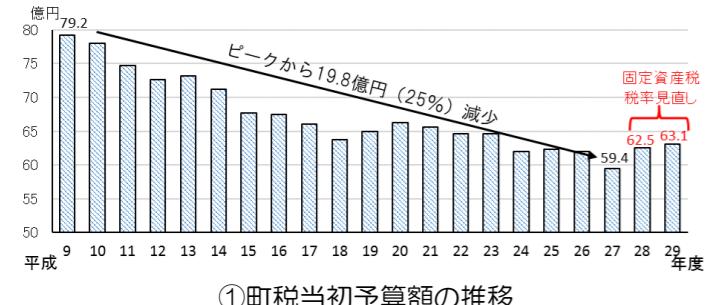
(3) その他効果額一覧

基本方針	その他効果額 (6年間の合計・単位:千円)	
	重点項目	推進項目
1 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換		
① 健全な財政運営		
No.1 財政調整基金の残高確保	300,000	
その他効果額Ⓑ 合計		
		300,000

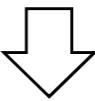
箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（概要版）①

※本資料は概要版です。原文は箱根町HPよりご確認いただけます。是非ご一読ください。

1. 箱根町の重大な財政難の認識



箱根町が平成27年より始めた広報により、このままでは、毎年9億円の財源不足が見込まれることが露呈した



箱根町が起こした主なアクション

行財政改革アクションプランの策定
歳出削減

固定資産税超過課税の導入
歳入増加

受益者負担の見直し（事業系ごみ有料化）
歳入増加

2. 箱根町行財政運営を考える町民会議の経緯

大涌谷の小規模噴火で町内が混乱の最中、平成27年より役場が始めた上記のような説明においては、「あまりにも拙速」という声が多くありました。このような声を踏まえ、固定資産税超過課税の税率見直し中の町議会に対し、箱根温泉旅館ホテル協同組合より「財政再建と持続的発展についてALL箱根で議論する場の設置」を要望し、役場での検討の結果、「箱根町行財政運営を考える町民会議（以下「町民会議」）」の設置が決定しました。

【目的】

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応した合理的かつ効率的な行財政運営の確立に向けて、町民の意見を聴取する。

【委員の構成】

- 各種団体推薦委員 12名
- 公募委員 3名
(他、アドバイザーとして有識者3名)

平成28年7月より、全員参加の会議の他、学生や交通関係者との意見交換会等、計11回、アンケートによる意見聴取を3回実施

3. 町民会議による現状分析と反省

町税収入の約7割を占める固定資産税の税収はバブル経済の崩壊以後の地価下落により年々減少。また人口減少・高齢化が進む中で、町民税も減少している。

歳入の減少

国から地方交付税交付金を受けられない
極めて珍しい自治体構造

人件費や公債費を段階的に削減してきたものの、高齢化の進行に伴い、扶助費や福祉関係の支出は増大を続けている。また公共施設の老朽化に伴い、今後の維持補修費の増加傾向も顕著。

歳出の増加

このままの構造では、観光経済規模、住民サービスを維持することは極めて困難

【それぞれが反省すべき点】

行政

財源不足に関する見通しと早くからの周知が不足し、差し迫った中での超過課税の導入決定経緯は大いに反省すべき。また、役場内の縦割り構造の弊害も多く、行財政改革に対する危機感が感じられない。自らを厳しく振り返ったうえで、今後のあるべき姿の実現に向け業務遂行されることを強く求める。

議会

今回の行財政改革の取り組みの中で、独自に行財政改革調査特別委員会を中心に、歳入の最大化、歳出の削減案をまとめたにも拘わらず、それらは町政に反映されているとは言えず、結果、行政からの提案を待つだけに終始している感は否めない。町民の声を反映する本来の議会の取り組みを期待する。

町民 事業者

行政サービスの最終的な受益者である町民・事業者が、行政や町財政に無関心であったことも事実であり、また合併前の旧5か町村行政区域における施設、サービスの平等意識の弊害も否定できない。関心を持つことはもちろん、財政状況に見合う水準に行政サービスを削減することも、自ら声をあげていくべき。

4. 町民会議の基本姿勢

町民会議では、行政に対して厳しい意見は多く出されているものの、今回明らかになった財源不足問題は、箱根町特有の財政構造と経済の長期停滞や人口減少・高齢化といった日本の社会的・経済的要因がもたらしたものであるという認識から、すべてを行政の責任にするのではなく自分たちも「当事者であるという意識を持つこと」が必要であると考えています。

そして過去を振り返るだけではなく、今回の問題をきっかけにして、箱根をより良い町にしていくための議論に集中し、「未来志向で検討を進めるべき」という意見の一一致のもと議論を重ねたうえで、平成29年11月17日、箱根町に対し「箱根町の今後の行財政運営に関する提言書」を提出しました。

箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（概要版）②

※本資料は概要版です。原文は箱根町HPよりご確認いただけます。是非ご一読ください。

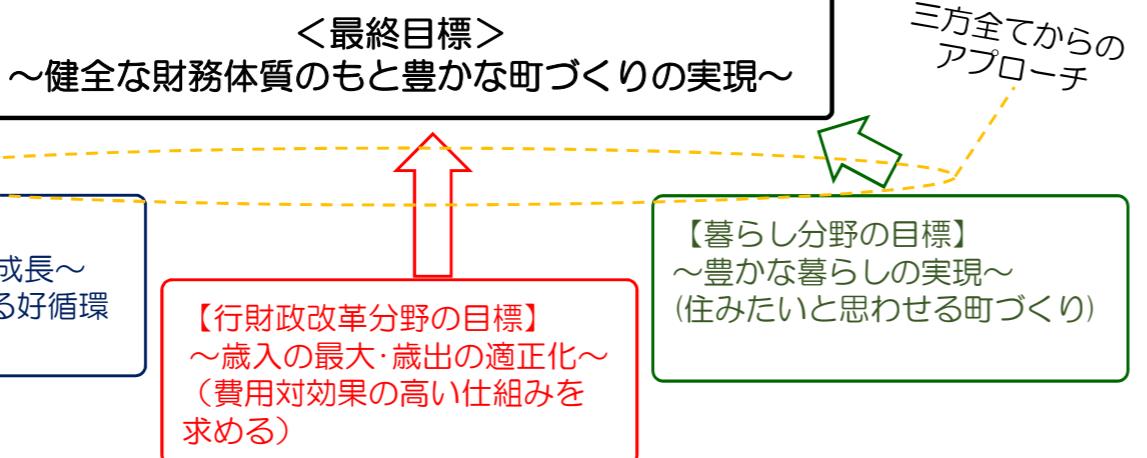
5. 提言書の理念および方向性

【基本理念】 1: 箱根町の財政が危機的状況にあるとの認識を持つこと

2: 「オール箱根」でこの危機的状況に対処すること

- 【方針】 ① 観光地としての一層の発展と成長を志向する
② 「観光」と「暮らし」を車の両輪ととらえる
③ 長期的に持続可能な財政構造に転換する

「構造改革」と
「成長」の
両面が必要



6. 各分野の具体策（一例）

観光分野

【概要】

基幹産業である観光経済を拡大・成長させることによって、税収、事業者利益、住民の豊かさの向上を目指す。

【具体策】

- ① 観光経済の拡大のための目標とプラン策定
- ② 観光関連施策の見直しと拡充（費用対効果の高い事業）
- ③ 「観光地そのものの経営視点」によるDMO事業の推進
- ④ ソフトインフラの整備（渋滞緩和対策等）
- ⑤ 就労者の町内移住に対する優遇措置の拡充
- ⑥ 産業・地域への投資誘因拡大

暮らし分野

【概要】

子育て世代の移住を目指した住・教育環境の整備と全ての人が安心して住みたいと思える町づくり。

【具体策】

- 計画1: 「子育て家族の戸建永住推進計画」
① 教育環境の整備と特色ある教育（語学・観光教育等）
② 定住化推進（住宅購入促進、I・Uターン者の促進）
計画2: 「子供からお年寄りまで安心して暮らせる町計画」
③ 町内の医療環境の整備（訪問型医療の提供等）
④ 地域コミュニティの充実と町民参加の促進

行財政改革分野

【具体策】

- ① 中長期的な見通しに基づく抜本的な財源確保策の導入
→既存財源の税率・使途・配分の検討と、新財源の検討
- ② 行財政改革への迅速かつ積極的な取り組み
→アクションプランの見直しおよび重要事項の確実な遂行
- ③ 行財政運営手法の改革
→現財政の積極的広報や予算編成、組織、人事構造の改善

7. 固定資産税超過課税の今後の扱い

町民会議では、緊急回避的措置としてはやむを得ない選択肢であったものの、超過課税の今後の継続については、その必要性が十分に認定されたうえで、適用期間を極力短い期間とするべきと結論づけました。もちろん、今回の提言書を含め、財政構造の転換が実現可能なのかの検証、ならびに行財政改革アクションプランの実施状況も判断材料になりますが、根本的な財政構造による、恒常的に起こりうることが今回の事態と考えるならば、一時的な措置に頼ることはすべきではありません。

すなわち、成長戦略、歳出削減による効果、新税や手数料等々、様々な検討も含め、可及的速やかに抜本的な財政構造転換の方向性をまとめられるよう、町を挙げて不退転の覚悟で取り組むべきと考えます。

8. 終わりに—提言の実現に向けて—

本件は提言書を作成することがゴールではなく、箱根町が今よりもさらに良い町になるために、本提言書が新たな出発点となることを町民会議では期待しています。そのためにも、まず行政には、本提言書を真摯に受け止め、盛り込まれた提案内容を、役場職員全体の必要意識として、できる限り実行に移していくことを求めます。

一方、議会においては、従来以上の行政の監視役としての役割を果たすことはもとより、政策提言機能を発揮することも必要です。本提言書で指摘した問題に十分に対処せずに、今後町財政が悪化していくとすれば、議会の責任も重いと言わざるを得ません。

もちろん、町民、事業者においては、現在箱根が直面する問題への解決において、町民側が一切痛みを感じずに済むということはありません。痛みを許容するには、納得したうえでの受け入れが不可欠であり、そのためにも主体的に本件に携わっていく必要があることをご理解ください。最も重要なことは、次世代に負担を先送りしないことであり、そのためにも「オール箱根」を結集した取り組みを加速していくことを願うばかりです。

【編集・発行】箱根町行財政運営を考える町民会議（平成29年12月発行）

【照会先】箱根町企画観光部企画課特定政策係 電話（85）9560

【提言書ホームページアドレス】<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,5811,56,205.html>

箱根町長 山口 昇士 殿

箱根町行財政改革有識者会議
座長 田中 啓

平成 31 年度以降の財源確保策について（提言）

箱根町では、多額の財源不足に対応するため、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税超過課税を実施していますが、平成 31 年度以降も引き続き財源不足が見込まれることから、町から本有識者会議に対して財源確保策への意見、助言及び提言の依頼がありました。

本有識者会議では、箱根町が作成した中長期財政見通しの数値を基礎資料とし、固定資産税超過課税の実施以降の行財政改革の取組状況や行財政改革アクションプランの見直し、さらに箱根町行財政運営を考える町民会議の提言書の内容等も参考にしたうえで、各税目の検討結果をもとに町から提案された平成 31 年度以降の財源確保策に対し、多角的な視点により検討を重ねた結果、結論を得ましたので以下のとおり提言します。

1. 結論

（1）財源確保の必要性

固定資産税超過課税の実施以降の行財政改革の取組状況について検証及び確認した結果、平成 31 年度以降、中長期的に財源不足の拡大が見込まれる〔中期（平成 31～35 年度）においては年平均約 7 億円、長期（平成 36～39 年度）においては年平均約 11 億円〕ことを確認した。

新たな行財政改革アクションプランの実施による収支改善効果を見込んで、中期の財源不足額は年平均 5 億円以上となる見込みであり、行財政改革の効果のみでそれを補てんするのは困難であるため、引き続き財源確保策を講じる必要があると判断した。

（2）平成 31 年度以降の財源確保策のあり方

箱根町が提案した「単独税目案（固定資産税超過課税の継続）」により、平成 31 年度から 5 年間、これまでの 3 年間と同様に固定資産税の税率を 0.18% 引き上げ、1.58% とする」ことが妥当であると判断した。

また、長期的に財源不足が拡大するという財政見通しを勘案すると、平成 36 年度以降も固定資産税超過課税を継続することはやむを得ないと考えられるが、今回検討した各税目のうち、観光地を抱える全国の自治体で導入及び検討がなされており、箱根町でも導入可能と考えられる宿泊税についても検討を速やかに始め、平成 36 年度以降の適切な時期に固定資産税超過課税との優劣を判断したうえで、負担のあり方を見直すべきである。

2. 結論に至るまでの検討経過

（1）財源確保の必要性

本有識者会議では、平成 27 年 9 月に策定した行財政改革アクションプランの取組結果について、町が実施した内部評価に対する検証を実施した。その結果、以前の計画からの継続項目を中心に一定の成果を得たものの、財政状況を大幅に改善するには至っていないため、更なる行財政改革の推進を早期に行うことが必要であると判断した。そのうえで、行財政改革アクションプラン（当初プラン）の中間見直しについては、今回の本有識者会議による検証結果をもとに、より積極的な対応を期待すると総括した。

また、固定資産税超過課税の実施以降の行財政改革の取組状況や第 6 次総合計画前期基本計画実施計画を踏まえて町が策定した「中長期財政見通し（平成 30 年度から平成 39 年度）」が示され、さらなる行財政改革を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成 31 年度から平成 35 年度までの中期は年平均約 7 億円、平成 36 年度から平成 39 年度までの長期は年平均約 11 億円の歳入不足が生じ、年々歳入不足が拡大していく見込みであることを確認した。

このような中、固定資産税超過課税の実施を契機に町が設置した「行財政運営を考える町民会議」から提言書が提出され、この提言書に示されている町民や事業者の今後の行財政運営に対する考え方や町に求める具体策、固定資産税超過課税の今後の扱いに対する意見について、本有識者会議としても重く受けとめた。

町では、これらを踏まえ行財政改革アクションプランの中間見直し作業を行ったが、本有識者会議としても、事務事業の見直しや自主財源の確保等の面において一層踏み込んだ取り組みを求め、町も推進項目の追加に応じた。しかし、長年にわたり行財政改革に取り組んできたことから、大幅な収支改善効果が見込まれる取り組みを新たに見出すことが困難な状況であった。

行財政改革アクションプランの実施により、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間は年平均 2 億 3,000 万円の収支改善効果が得られるが、それを考慮しても中期の財源不足額は年平均 5 億円に上り、長期においては同等の効果が継続すると仮定しても、財源不足は年平均 8 億 8,000 万円とさらに拡大する結果となった。

さらに、平成 27 年度の新財源確保検討時に整理した「財政の逼迫 4 要因（①町税收入の著しい減少、②社会保障関係費の増大、③サービス水準の向上・維持のための経費の増大、④財政調整基金の残高不足）」についても、最新のデータを基に現状を確認した。

また、財源確保を図らずに財源不足額を解消するための方策についても検討したところ、町の基幹的事業や主要な行政サービスを大幅に削減せざるを得ないことになり、町民や観光客に対して多大な影響が及ぶことが懸念される結果となった。

これらを総合的に考慮した結果、引き続き財源確保が必要であると判断した。

（2）平成 31 年度以降の財源確保策のあり方

①財源確保策

財源確保策として箱根町から単独税目案（固定資産税超過課税の継続）、複数税目案①（固定資産税超過課税の継続と個人町民税〔所得割〕、法人町民税〔均等割・法人税割〕の超過課税の導入）、複数税目案②（固定資産税超過課税の継続と法人町民税〔均等割・法人税割〕の超過課税の導入）の 3 案が示され、この 3 案について様々な角度から検討が

行われ、単独税目案が町の最終案として示された。

本有識者会議では、この3案はもとより、それ以外の可能性も含めて検討した結果、町が示した単独税目案が妥当であると判断した。その理由は、次の3点である。

第1の理由は、固定資産税であれば幅広い負担を求めることができる点である。

前回（平成27年10月）の新財源確保時の提言でも言及しているように、箱根町では、観光を支えるための行政サービスを手厚く行う一方、山岳地形で集落が分散していることなどに起因した町民向けの行政サービスも必要であり、これらを考慮すると、観光関係者と町民の双方から幅広く負担を求めることが望ましい。

第2の理由は、財源不足の主要因が固定資産税の大幅な減収にある点である。

同税目はピーク時（平成10年度）から12.5億円減収していることから、減収分を同税目の税率引き上げで賄うことは、町の税体系や税負担構造を大きく変えずに財源不足を補うことにつながる。

第3の理由は、税収確保の規模の点である。

中長期財政見通し及び行財政改革アクションプランにより算出した財源不足額に対し、固定資産税の超過課税の税率を1.58%（標準税率1.4%+0.18%）とすれば、中期（平成31年度から平成35年度）の5年間は必要な財源を確保できる見通しである。

一方、固定資産税の超過課税を継続しても、平成27年度の議会での審議のように、引き上げ分が0.18%を下回る場合には、一般財源が確保できなくなるため、既存の事業や行政サービスを大きく削減することにつながる可能性が高い。

②適用期間

適用期間については、本有識者会議において3年、5年、6年と様々な意見が出たものの、議論の結果、5年が妥当という結論に達した。その理由は、ごみ処理広域化と第3号公共下水道の整備の見通しが5年以内で見えてくること、全国的にみて適用期間を設けない場合が大半であり、設ける場合でも5年とする場合が多いこと、さらに、経済社会の動向や行財政改革アクションプランの実施状況等を見極めた上で、長期的な財源確保のあり方を検討するための時間を確保するという点においても、5年という期間は必要であることなどが挙げられた。

③他税目の検討

今回、他の税目の導入または税率引き上げも検討したが、現時点では財源確保策として実現可能な税目は固定資産税のみであると判断した。ただし、宿泊税については使途を十分に検討したうえであれば、一定期間後の導入の可能性はある。

今後は長期的にも財源不足額は一層拡大していく見込みであることから、平成36年度以降も引き続き財源確保策が必要である。固定資産税超過課税の継続はやむを得ないだけでなく、財源不足の状況に応じてさらなる税率引き上げが必要となる可能性があるため、固定資産税超過課税以外の財源確保策を視野に入れておく必要がある。

検討にあたっては、財源不足の主要な要因のひとつは観光関係の支出増であり、京都市や金沢市などでは、観光客から直接負担を求める手法である宿泊税の導入を既に決定し、他の自治体でも検討を行っている。箱根町では、現状で入湯税が町税収入の1割以上を占めており、観光客は既にかなりの負担をしているが、長期的な財政見通しを踏まえれば、事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることが必要であると判断できることか

ら、宿泊税について具体的な検討を進めるべきである。

ただし、平成32年度に東京2020オリンピック・パラリンピックがあり、その後の景気動向を見極める必要がある。

なお、入湯税は過充当が生じる見込みもあるため、現状では税率引き上げは困難であるが、将来的に入湯税充当対象経費が増加し、財源不足がさらに拡大する場合には検討の余地がある。

3. 附帯意見

（1）議会での議論

今回、中長期財政見通し、行財政改革アクションプランの実施状況、各税目の特性等を総合的に検討した結果、本有識者会議としての結論を明確に示したものであることから、本有識者会議における一連の検討過程をできる限り参考として、超過課税の必要性と実施方法について十分検討されることを期待する。

（2）行財政運営を考える町民会議の提言内容との関係

町民会議の提言書では、町に行財政改革や財源確保策の実施を求めるだけでなく、観光を基軸として、箱根町が一層発展していくような積極的な施策の展開への期待も述べられている。当面は財源不足への対応を優先せざるを得ないとしても、長期的な視点から、町が発展し、税収の増加につながるような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を併せて検討されたい。

なお、町民会議の提言書には、固定資産税の超過課税の今後の扱いについて、極力適用期間を短くし、抜本的な財政構造転換の方向性をまとめるべきという意見があつたが、適用期間を短くする場合、税率の上げ下げを柔軟に行う必要があり、当然、税率の引き上げもあり得る。また、その判断は町民の意見を踏まえつつ議会が行うべきであるが、そのためにも町民の意見を広く吸い上げることができるように、議会、町民、行政で協力して具体的な方策を検討されたい。

（3）歳入確保・歳出削減策の確実な実施

今回の超過課税の継続は、中間見直し後の行財政改革アクションプランの収支改善効果の実現を前提にしている。このため、推進項目で財政健全化効果額を見込んだものは、確実に効果額が出るよう取り組むことはもとより、推進項目の中で実施の可否を検討とした項目は、実施に向けて取り組む方向で積極的に検討されたい。

また、推進項目のうち本有識者会議からの意見により追加した推進項目「No.7 持続可能な行財政運営手法の確立」と「No.11 財源確保策の検討」は、平成36年度以降の財源不足の縮減に直接寄与できるよう、着実に検討を進めてもらいたい。

以上

観光関係の支出比較、本町の特徴的な行政サービス、主な施設整備と事務事業

①観光関係の支出比較

区分	箱根町	同規模 団体平均	差	同規模団体との差の主な要因
清掃費	7.3億円	3.7億円	3.6億円	人口5万人規模の市町村と同等のごみ処理施設を運営
商工(観光)費	3.7億円	1.4億円	2.3億円	ブランド力向上など観光振興や観光客受入体制の維持・充実のため
下水道費	3.3億円	1.4億円	1.9億円	地形条件及び観光客を加味した施設規模を保有しているため
消防費	8.4億円	3.5億円	4.9億円	集落が点在する中、町民、観光客等に必要な消防力・救急体制を確保するため

※ 人口・面積の同規模団体

福井県永平寺町（19,883人・94.43km²）、静岡県東伊豆町（12,624人・77.81km²）、和歌山県紀美野町（9,206人・128.34km²）
和歌山県串本町（16,558人・135.67km²） ※箱根町（11,786人・92.86km²）

出典：平成28年度地方財政状況調査

②本町の特徴的な行政サービス

区分	事務事業	事務事業の内容	H30予算額
コミュニティ (総務費)	出張所の4箇所配置[※1]	4箇所以上の配置は全国町村927団体のうち42団体のみ[※2]	8,500万円
	住みたいまち箱根の推進	出産祝い金や住宅取得助成金の支給ほか、トライアルステイなどの実施により、移住・定住の推進を図る	1,800万円
福祉 子育て (民生費)	医療費等に対する公的負担	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業に対する繰出金(一般会計負担額)	5億6,000万円
	敬老祝金の支給	80歳(5千円)、90歳(1万円)、100歳(2万円)の方に対して支給	130万円
	小児医療費の助成	通院・入院時の中学校3年生までの医療費自己負担額の助成は県内最高水準	1,900万円
	第2子以降保育料無償化	認定こども園、幼稚園、保育所で第2子以降の保育料を無償化(第1子の年齢・所得制限なし)	—
保健衛生 (衛生費)	ごみの収集	カゴ週1回(湯河原町2週間に1回)、燃せるごみ週3回など	2億1,400万円
	火葬料に対する補助	火葬料に対する補助(上限7万円)	390万円
	地域医療体制の推進	箱根地域の医院運営補助、診療所建替等の費用に対する利子補給及び医療機器購入等に対する補助	690万円
観光 (観光費)	地域観光行事への助成	地域の主要観光行事への助成	2,000万円
	箱根DMOへの支援	平成30年4月に設立する「箱根DMO」に対して補助を行い、適正な運営を支援する	2,000万円
	観光街路灯の補助 LED街灯化の推進	町内の街路灯3,205基の電気料及び修繕料に対する補助。街路灯のLED化の推進。	3,800万円
都市基盤 整備 (土木費 諸支出金)	道路の維持管理・整備	道路延長は、134km(685位)[※2] 維持管理費の1億1,000万円(622位)に対し整備事業費は、1億600万円(746位)[※3]	2億4,000万円
	下水道への支援	下水道事業の運営費に対する繰出金(一般会計負担額)	3億2,000万円
消防救急 (消防費)	消防署所の4箇所配置	全国町村の単独消防51本部のうち3本部のみ[※4](全国732消防本部)	8億1,500万円
	救急車の5台配備[※1] (予備1台)	平成29年 年間搬送数 2,053件 (居住者713件・観光客1,009件・その他331件)	1億600万円
教育 (教育費)	小・中・高校生への通学支援	スクールバス運行、小学生・中学生・高校生への通学費補助	7,600万円
	小・中校生への給食支援	小学校児童への給食費補助及び第3子に対する給食費補助等	230万円
	中・高校生等への学習支援	高等学校への受験対策として公営塾を運営 中・高校生等への英検受験機会の提供、受験料補助	430万円
	移動図書館の運営	5コース23箇所を月10～13日巡回	130万円

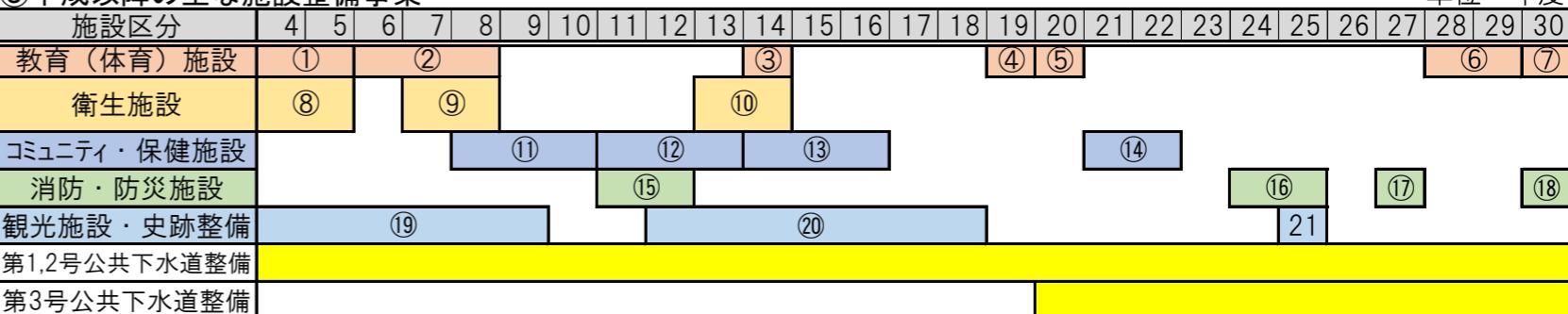
※1…出張所・救急車の予算額は、運営経費と人件費(職員数×平均人件費)の合計額を記載している。

※2…平成28年度公共施設状況調査結果による。なお、道路延長の順位は、全国町村927団体中の順位。

※3…平成28年度地方財政状況調査結果による。道路の維持管理費、整備事業費の順位は、全国町村927団体中の順位。

※4…平成29年度消防現勢による。(平成29年4月1日現在)

③平成以降の主な施設整備事業

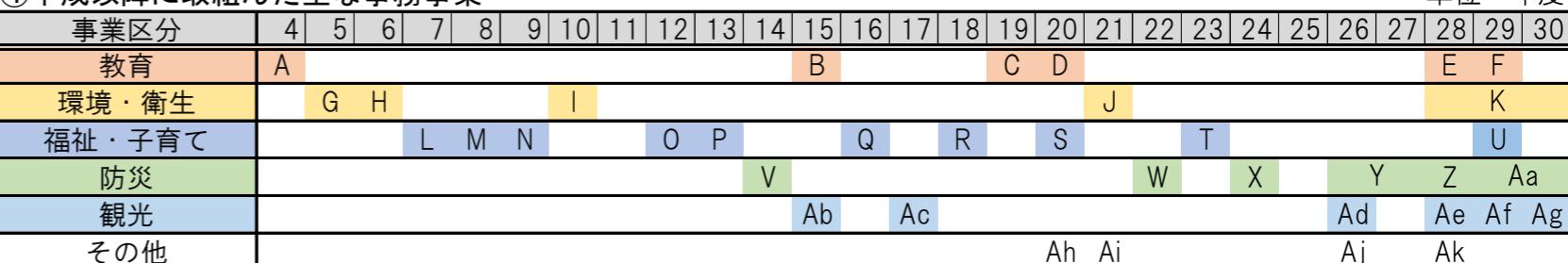


【注1】網掛けは、事業期間を表している

【注2】各年度における事業のうち、主な施設整備事業を記載している

④平成以降に取組んだ主な事務事業

単位：年度



【注1】網掛けは新規事業の開始年度を表している

【注2】各年度とも新規事業のうち、主な事業を記載している

事業区分	事業名											
教育・子育て	A	移動図書館運営事業	B	個別指導支援事業	C	箱根教育推進事業						
	D	スクールバス運行開始	E	ICT活用教育推進事業	F	箱根土曜塾運営事業						
環境・衛生	G	粗大ごみ選別業務委託事業	H	花いっぱい事業	I	ペットボトル処理対策事業						
	J	地下水保全対策事業	K	斎場事務広域化推進事業								
福祉・子育て	L	小児医療費助成事業	M	ケアセンター運営事業	N	休日急患救急医療推進事業						
	O	介護保険制度開始	P	チャイルドシート購入助成事業	Q	すこやかシルバーサロン運営事業						
	R	地域包括支援センター運営事業	S	後期高齢者医療制度開始	T	子宮頸がん等ワクチン接種事業						
	U	介護従事者支援事業	V	第2子以降の保育料の無償化								
防災	V	箱根火山防災マップ作成事業	W	木造住宅耐震化補助事業	X	データ放送情報発信事業						
	Y	要緊急安全確認大規模建築物耐震化補助事業	Z	大涌谷火山対策事業	Aa	緊急輸送路沿道建築物耐震化事業						
観光	Ab	箱根駅伝予選会支援事業	Ac	観光プロモーション実施事業	Ad	芦刈の里活性化事業						
	Ae	箱根ファン創出事業	Af	HOT21観光プラン策定事業	Ag	箱根DMO支援事業						

各税目の検討結果

平成30年4月作成

平成31年度以降の財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成27年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点により検討を行い、行財政改革有識者会議において検討結果の妥当性について意見を伺ったもの。

凡例	○…実施可、△…実施可（条件有） ▲…現状では実施困難、×…実施困難
----	---------------------------------------

税目	税率	試算額	財源確保の手法	実施団体 (割合等※1)	検討結果	有識者会議の意見	実施の可能性
都市計画税 (目的税)	0.13%	約200百万円	都市計画税の導入 (公共下水道の都市計画事業認可区域で課税)	647団体 (37.6%)	<ul style="list-style-type: none"> 使途は公共下水道事業のみが対象で、整備状況を踏まえると課税区域は公共下水道の都市計画事業認可区域となる。この場合、負担しても長期間受益が得られない納税義務者がおり、負担の公平性の観点から問題がある。 下水道事業会計への補助金には、現状、<u>入湯税が2/3以上充当されており、財源の重複問題を解決できないため、都計税導入による財源不足の解消効果はない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 他財源との関係性や下水道の整備状況を見ると導入は困難ではないか。 ただし、受益の有無に関わらず、町民に対し下水道事業によるサービスを広く保障する意味もあるので、負担の公平性を強調し過ぎなくても良いのではないか。 	×
入湯税 (目的税)	日帰り 100円 (50円up)	約70百万円	税率の引上げ	976団体※2 (56.8%) 超過課税3団体※3 標準税率893団体 標準税率未満80団体	<ul style="list-style-type: none"> 中長期財政見通しをもとに試算した結果、35年度には公債費を対象に含めないと過充当が生じる見込みであり、現状、税率の引上げは困難である。 ただし、第3号下水道整備の本格化及びごみ処理広域化による一般会計負担額が判明した時点で、税率見直しの可否を判断することは可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税の導入や入湯税の見直しについては、諸般の事情を勘案すると困難である、あるいは使途の制限という問題で、現実的ではない。 	▲
個人町民税 (普通税)	均等割 4,400円 (900円up)	約10百万円	超過課税の実施 (横浜市みどり税の税率を採用)	1団体 (横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> 超過課税を実施する場合、単独で財源不足額を補えず、固定資産税や法人町民税の超過課税を同時実施することとなるため、町民の立場では負担増となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民会議提言書にも、「行政任せではなく町民自身がまちづくりに関わり自ら身を削る覚悟も必要」とある。この場合の考え方は、サービス削減と税負担の両面あるはずなので、町民がどう考えるか踏まえて決定すべきである。 	△
	所得割 0.10%	約10百万円	超過課税の実施 (兵庫県豊岡市の税率を採用)	1団体 (兵庫県豊岡市)	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の所得階層の割合が低いという本町の特徴を踏まえると、担税力の観点から均等割・所得割ともに税率の引上げは困難と考えられる。 		
法人町民税 (普通税)	均等割 制限税率 (標準税率の1.2倍)	約39百万円	超過課税の実施 (資本金と従業員数により税額異なる)	388団体※4 (22.6%)	<ul style="list-style-type: none"> 均等割は寮・保養所分が5割弱あり、観光関係の財政需要の負担を求めるることは可能ではないが、それ以外の法人事業者に負担を求める説明が必要と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人・法人町民税については、所得が低い点や大手法人に負担が集中するという理由のみで判断するべきではない。まちづくりの方向性等を踏まえて負担額や負担のあり方を判断すべき。 	△
	法人税割 制限税率 12.1%(2.4%up)	約44百万円	超過課税の実施	997団体※5 (58.0%)	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割は、上位30社で税額の約8割を占めており、超過課税を実施時は、一部法人へ負担が集中する。 		
別荘等所有税 (法定外税)	650円 (床面積1m ² あたり)	約410百万円	法定外税の導入 (熱海市別荘等所有税の税率を採用)	1団体 (静岡県熱海市)	<ul style="list-style-type: none"> 別荘等所有者にのみ係る行政需要を把握することが困難である。また、導入により私道の町道化や除排雪箇所の増など更なる負担も想定される。 対象宅地の1割以上が、固定資産税（土地）の別荘扱いではない特例措置を受けている中で、熱海市と同様の考え方で導入することは、困難と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の検討結果に対する意見は特になし。 強いて言えば、別荘等所有者のみに関わる行政需要を区分することは困難とあるが、普通税なのに使途を検討したのか。 (町回答)熱海市導入時は法定外普通税しか無かったが、本町が導入する場合、使途の説明が必要と考えたため 	×
宿泊税 (法定外税)	200円	約900百万円	法定外税の導入 (京都市宿泊税の税率を採用) (宿泊料金20千円以下200円)	0団体(市町村) ※東京都と大阪府のみ ※京都市と金沢市が導入予定	<ul style="list-style-type: none"> 使途は、観光客受入関係経費（観光施策の充実）だけではなく、観光振興や消防力の維持に要する経費（観光施策の維持）も対象とする必要がある。 入湯税と宿泊税の同時課税の是非、民泊施設や免税点の扱いなど本町の特性や実情を踏まえた詳細な検討が必要なため、3年程度の検討期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通税か目的税かは、目的税の方が納税者へ説明し易く導入が容易ではないか。目的税とし、例えば観光に関わることであれば人件費にも充当できる等、使途を広くする手段もあると思う。 	▲
【現行の財源確保策】 固定資産税	1.58% (0.18%up)	約500百万円	超過課税の実施	153団体※6 (8.9%)	<ul style="list-style-type: none"> 新財源の導入は、町税の著しい減少が最大の要因であり、現行の行政サービスを維持する中で多くの経費を要しているのは、観光関係の支出とともに山岳地形や集落が分散したことなどによる町民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担をお願いするため固定資産税の税率の見直しを選択したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税義務者数と税額とともに、町外者が約7割を占めており、その多くが観光に関係する者であると考えられ、固定資産税の超過課税であれば、箱根町から行政サービスを受ける者から幅広く負担を求めることができる。 	○

※1…実施団体の割合は、注記があるものを除き平成29年4月1日現在の実施団体数に対する1,719市町村の割合を示している。

※2…平成27年度中に入湯税の現年度調定済額があった団体の数であり、標準税率の他に不均一課税を行っている場合は、標準とする税率採用団体として計上している。

※3…入湯税の超過課税実施団体（北海道釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市）

※4…法人町民税均等割の超過課税実施388団体のうち、全て制限税率を採用している団体は373団体である。

※5…法人町民税法人税割の超過課税実施997団体のうち、制限税率を採用している団体は718団体である。

※6…固定資産税超過課税と都市計画税を両方実施している団体は24団体である。

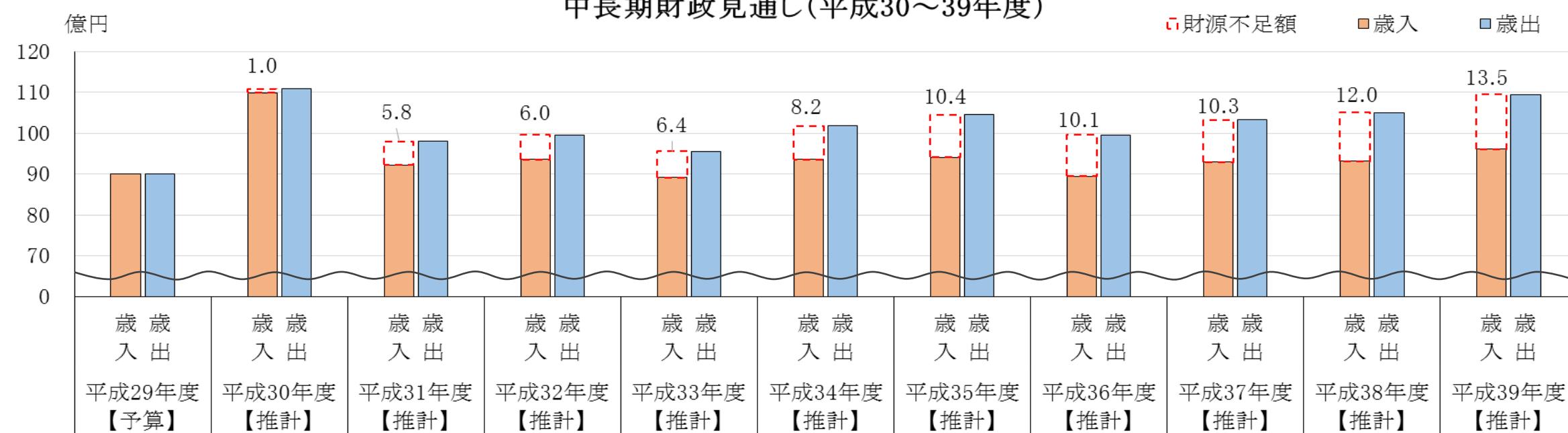
箱根町中長期財政見通し（平成30～39年度）

【中長期財政見通し】

単位：億円

区分	年 度	平成29年度 (予算)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)	平成33年度 (推計)	平成34年度 (推計)	平成35年度 (推計)	平成36年度 (推計)	平成37年度 (推計)	平成38年度 (推計)	平成39年度 (推計)
経常的収入	①	79.3	79.3	75.1	75.8	75.0	75.2	75.0	74.2	74.6	74.6	73.9
うち 町 税	—	63.1	62.6	58.1	58.7	57.8	57.7	57.5	56.7	56.7	56.6	55.7
経常費	⑤=②+③+④	59.8	59.7	61.6	63.4	62.9	64.3	67.6	66.7	67.3	68.4	69.6
物件費	②	22.5	22.9	23.9	22.7	22.9	23.3	26.5	26.7	27.1	27.4	27.6
公債費	③	8.9	7.9	8.9	9.3	8.6	9.6	9.4	8.5	8.5	9.5	10.2
人件費	④	28.5	28.9	28.8	31.4	31.4	31.4	31.7	31.5	31.7	31.5	31.8
事業費特定財源	⑧	10.7	30.6	17.1	17.8	14.2	18.5	19.1	15.3	18.4	18.6	22.1
うち 起 債	—	4.8	21.2	10.8	11.9	8.8	11.4	11.5	9.6	13.4	13.7	15.2
事業費	⑦	30.2	51.2	36.4	36.2	32.7	37.6	36.9	32.9	36.0	36.8	39.9
うち 繰出金	—	9.4	8.5	8.9	8.5	8.6	9.0	9.0	9.2	9.2	9.4	9.6
歳入総額	⑨=①+⑧	90.0	109.9	92.2	93.6	89.2	93.7	94.1	89.5	93.0	93.2	96.0
歳出総額	⑩=⑤+⑦	90.0	110.9	98.0	99.6	95.6	101.9	104.5	99.6	103.3	105.2	109.5
財源不足額	⑪=⑨-⑩	0	▲ 1.0	▲ 5.8	▲ 6.0	▲ 6.4	▲ 8.2	▲ 10.4	▲ 10.1	▲ 10.3	▲ 12.0	▲ 13.5

中長期財政見通し(平成30～39年度)



中長期財政見通しの推計方法

- 推計期間：平成30年度から平成39年度までの10年間
- 対象会計：一般会計
- 算定の基本的前提条件
 - 平成29年度予算を基準に、箱根町第6次総合計画前期基本計画を基本とし推計しています。
 - 地方税制度をはじめとした地方財政制度等は、現行制度を基本としています。
 - 平成31年10月に消費税が増税（8%→10%）されるものとして推計しています。
 - 固定資産税の税率は平成31年度以降、1.4%（標準税率）としています。

箱根町中長期財政見通し(平成30年1月作成 第1版)

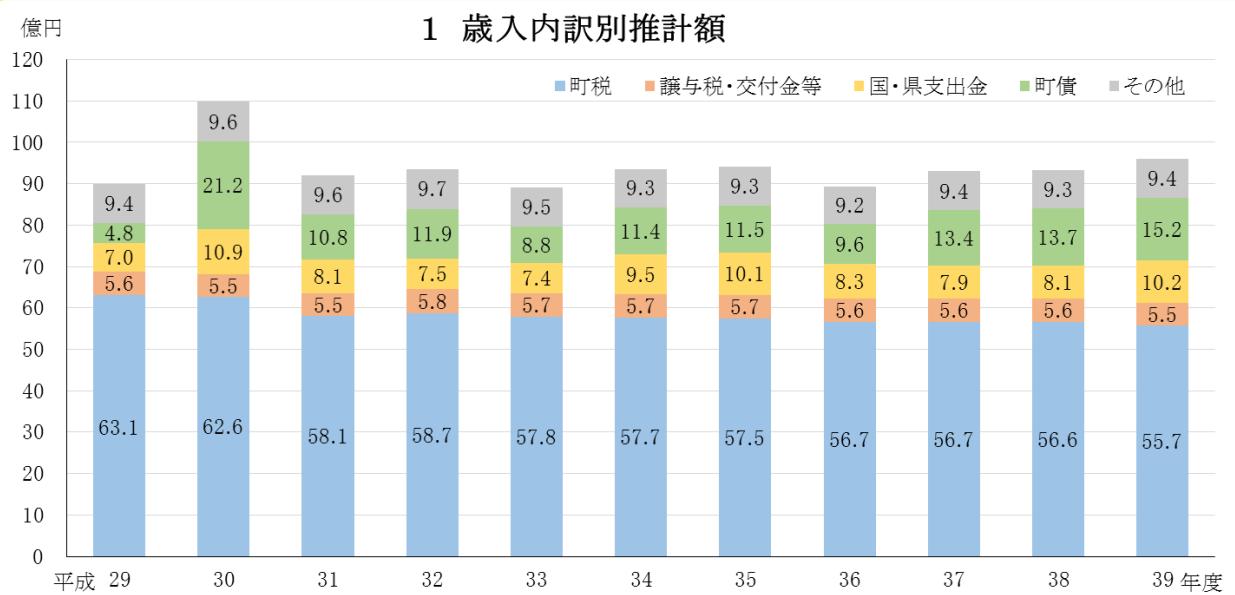
箱根町総務部財務課・企画観光部企画課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根湯本256

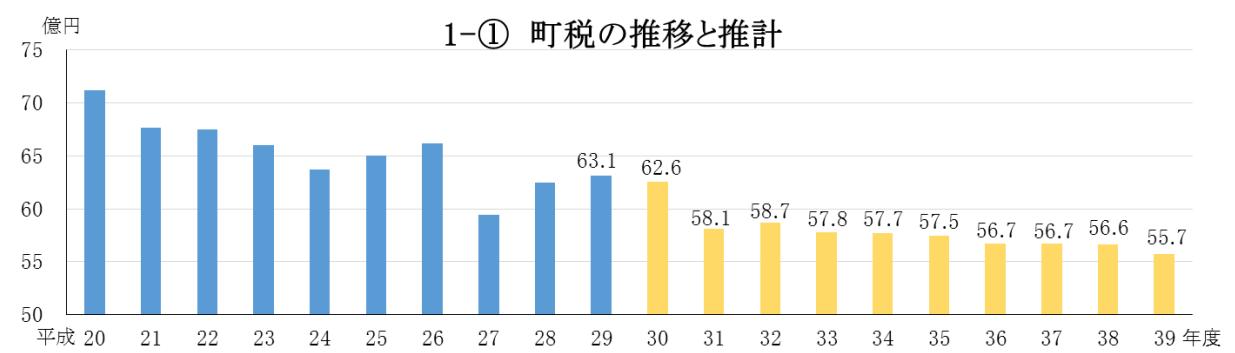
電話 0460-85-7111（代） FAX 0460-85-7577

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/

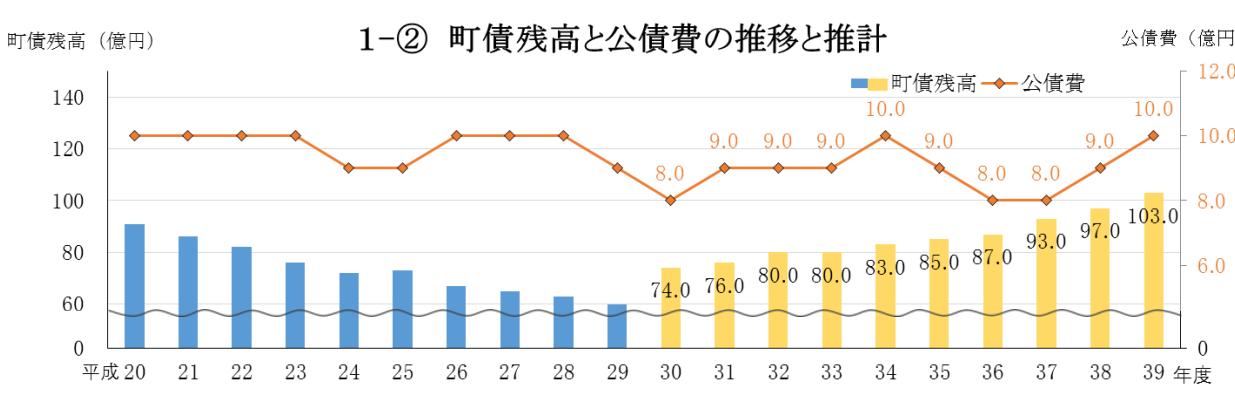
歳入の主な推計内容



- 平成 30 年度は箱根中学校の大規模改修に伴う町債の借入が 20 億円を超えるため、歳入総額 109.9 億円となる見込みですが、それ以降は平均して 90 億円台となる見込みです
- その他収入には、使用料・手数料や寄付金、諸収入などが含まれます



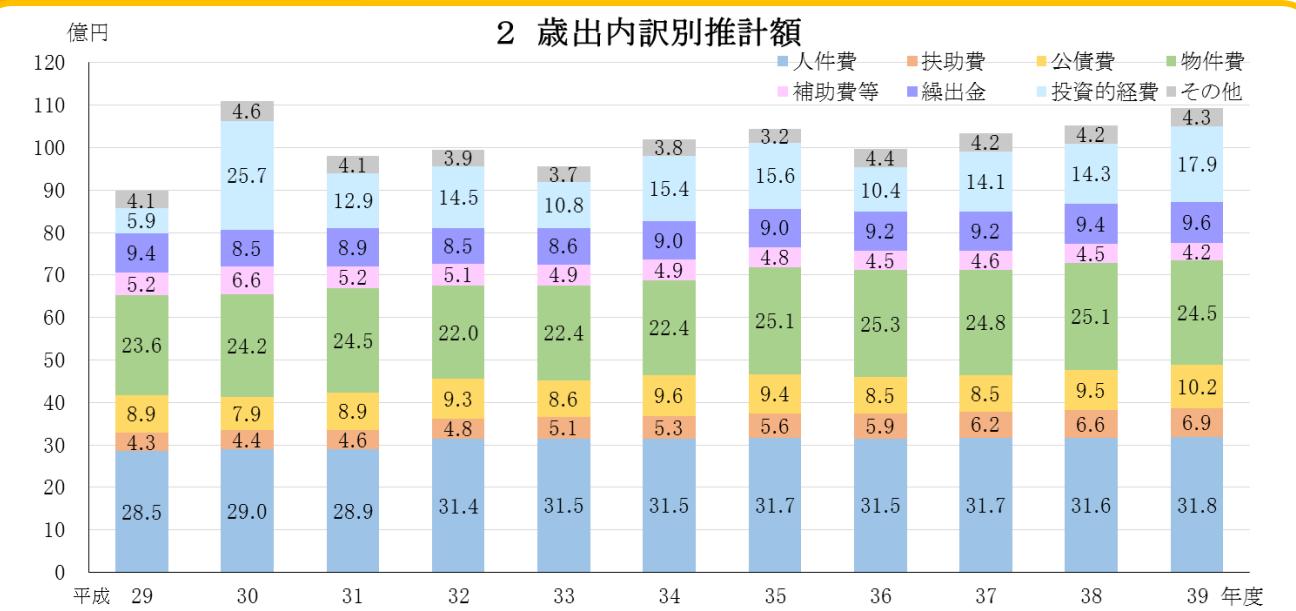
大涌谷周辺の活発化に伴う影響からの回復、2020 東京オリンピック・パラリンピックによる好影響などは見込んでいるものの、人口減少の傾向は変わらないなど、町税全般としては平成 32 年度の約 59 億円をピークに平成 33 年度以降、横ばいから減少すると見込んでいます



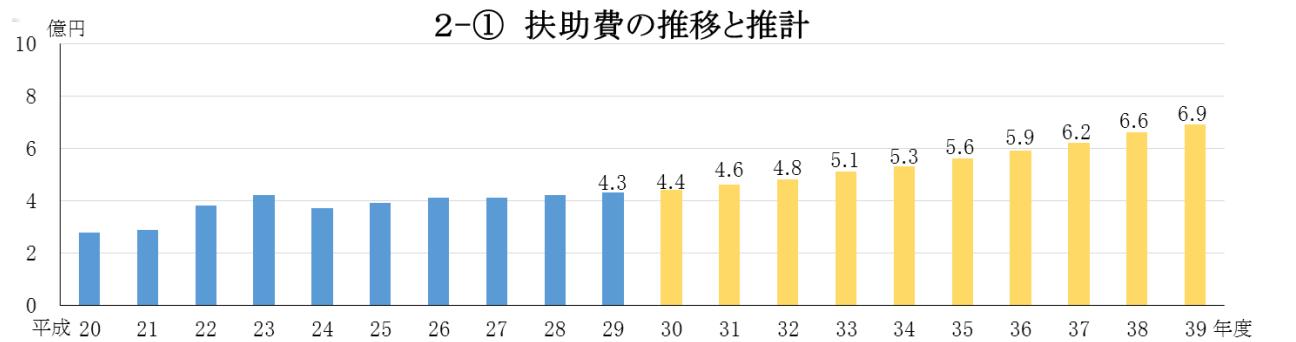
町債残高は、これまで借入れの抑制に努めてきたため、減少してきました
しかしながら、老朽化の進行する公共施設の更新等に対し着実な対応を図る必要があるため、今後は増加していきます

*1-①～2-②の棒グラフは、平成 20～29 年度（水色）は予算額・平成 30～39 年度（黄色）は推計額を表しています

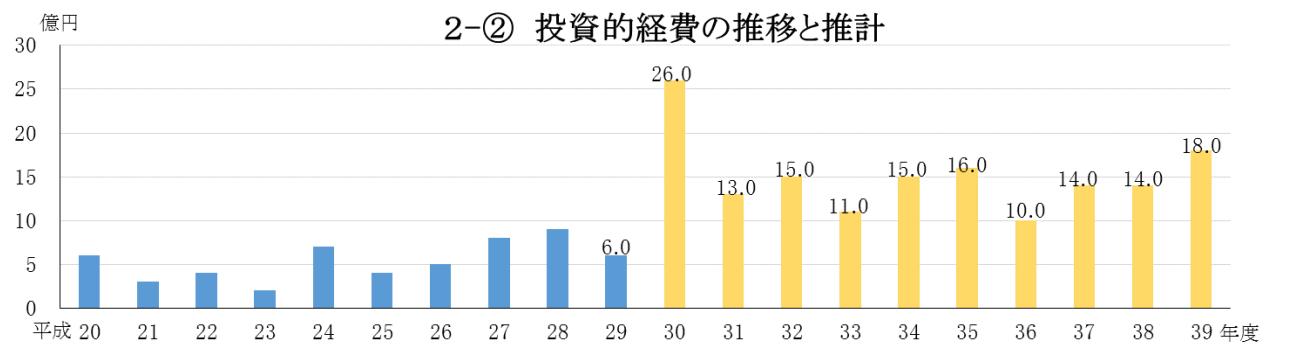
歳出の主な推計内容



- 平成 30 年度以降、社会保障関連費用の増加傾向に加えて、公共施設等の大規模改修などへの対応のため、歳出総額は平均して約 102 億円前後となる見込みです
- 法改正によりアルバイト職員の賃金（物件費）は、人件費に移行する必要（32 年度～）があり、物件費はごみ処理広域化（35 年度～）に伴い増となる見込みです



扶助費（医療費援助などの費用）は、少子高齢化の進展により児童手当は減となる一方で、障がい者福祉サービス、高齢者福祉サービスに係る費用の増に伴い、扶助費全体では今後も増加傾向が続くものと見込んでいます



老朽化の進行する公共施設、道路や橋りょうなどの社会インフラの更新等に対応を図る必要があるため、毎年 10 億円以上の費用が必要となる見込みです
《主な建設事業》
平成 30～31 年度 箱根中学校校舎・体育館の長寿命化改修 (22.1 億円)
平成 30～39 年度 町道整備等に係る費用 (10.7 億円)